

○笠井委員 日本共産党の笠井亮です。

七十五歳以上の高齢者が加入する後期高齢者医療制度の二年ごとの保険料の改定がこの四月に行われます。

パネルをごらんいただきたいんですが、後期高齢者医療制度、これが導入されてからの東京都の場合の保険料の推移であります、年間保険料であります。

第一期、二〇〇八年から九年度、平均八万五千三百九十二円、第二期、二〇一〇年から一一年度、八万七千三百三十二円、第三期、二〇一二年から一三年度、この四月からの第三期は九万四千四百六十円もの値上げになります。

全国的にも、少なくとも四十三の都道府県で値上げが判明しておりまして、神奈川県でも九万円台、宮崎県、滋賀県など、各地で大幅にアップする。四千元以上の値上げが十七の都府県に上ります。

そこで、総理に伺いたいんですが、こうした保険料の値上げが、それだけでなく大変な多くの高齢者の生活にどう影響を与えると総理は認識されているでしょうか。これは総理の認識を伺いたいと思います。

○野田内閣総理大臣 今御指摘のような形で急速な高齢化が進んでおりますので、高齢者の医療費とか介護費用が急激に増加をしている中で、これらの費用を社会全体でどのように負担していくかということは重要な課題であるというふうに思います。

その上で、こうした御負担を、今御指摘のあった後期高齢者医療制度、介護保険制度などは、多額の公費のほか、現役世代からの支援金や納付金によっても支えられております。こうした費用が増加する中、受益者である高齢者の皆様にも一定程度の御負担をお願いすることは、世代間の公平という観点からも必要ではないかと思えます。

ただし、こうした御負担を、それぞれの高齢者にとって過重なものとならないように、所得の低い方については保険料の軽減措置を実施し、適切に配慮しているものと承知をしております。

○笠井委員 いろいろおっしゃいましたが、大幅に上がることは認められたと思うんです。

そもそも民主党が政権公約でこの後期高齢者医療制度の廃止を掲げていたわけですが、今総理は、その公約はどこへ行ったのかというようなお話でした。その制度を弁護する答弁に、私、率直に言って、あきれました。

同時に、減免措置と言われましたけれども、それも全く不十分で、免除をするには制約がありますし、現実には、年金、預貯金の差し押さえということまで今全国で起こっているわけであります。

後期高齢者医療制度の保険料だけではなく、六十五歳以上の介護保険料も、三年ごとの改定が、ことし四月、これも四月に行われます。ちょうど今地方議会にかかっている最中でありますが、ほとんどの自治体は今引き上げの方向ということであります。

パネルをごらんいただきたいんです。

介護保険制度が導入されてからの全国の月額保険料の推移であります、第一期、二〇〇〇年度から二年度、平均二千九百十一円、第二期、二〇〇三年から五年度、平均月額三千二百九十三円、第三期、二〇〇六年から八年度、四千九十円。この間、高齢者が誰でも安心して介護を受けられるようにということで、介護保険料の引き下げ、これを求める国民の要求、運動が反映しまして、三年前の第四期でいいますと、二〇〇九年から一一年度の改定の際には、前の期に比べても、ほぼ横ばい、四千六百六十円ということで、ほぼ据え置きというふうになりました。

それが、この四月からの第五期になりますと、これは厚労省からもらった資料でつくりましたが、まだ確定していないが五千円程度になるということでありまして、まさに二割の大幅アップということになります。年間にすると一万円も値上げになって、年間保険料は六万円になってしまう。

総理、先ほどの後期高齢者医療制度の保険料もそうなんです、年金だけの収入で医療費や家賃、あるいは医療・介護保険料などを差し引かれて、何とかそれでも一月五万円ぐらいでやりくりしてきたけれども、その上この四月からどちらの保険料も上がる一方で、片や年金の額は引き下げられるということになると、どうやって暮らしていくのか。これは本当に悲鳴であります。全国から悲鳴とともに怒りの声が沸き起こっている。

こういう声、総理はどう受けとめておられるでしょうか。

○小宮山国務大臣 介護保険につきましては、御承知のように、公費で五割、四十から六十四歳までの現役世代が三割、高齢者で二割負担することになっていきますので、これは現役の方々にも御負担をいただいていますので、御指摘の五千円につきましては、高齢者の方にも御理解をいただきたい。

ただ、その介護保険料は、低所得者の方に配慮をして所得段階別に保険料を負担する仕組みになっていますけれども、この一体改革では公費をまた別枠で投入いたしまして、低所得高齢者の保険料負担を軽減したい、そのように思っているところでございます。

それから、先ほどの医療の話も、総理からもお答えございましたけれども、全体にお示しいただいた負担に対応して、一人当たりの平均の医療の給付費というのが、第一期の七十六万円余りに対しまして、第三期は八十五万円余りになっている。

そういう中で、どうしても医療費の負担も高くならざるを得ないわけですが、保険料改定の際、前回と同様に、広域連合の剰余金を充当することですとか、都道府県に設置されている財政安定化基金の取り崩しなどで、なるべくそこが高くなり過ぎないように抑えているということ、また保険料の軽減措置を実施することによりまして、何とかその御負担が過度にならないようにやっているところでございます。

○笠井委員 現役世代も負担しているから高齢者は生活が大変でも我慢しろ、こういうふう聞こえました。

後期高齢者医療制度は、先ほど言いましたけれども、民主党は廃止を言っていたわけですよ。それを何か、続けること、あるいは、今のあれを前提にしたような話になっている。大体、暮らしても本当に大変な状況の中で、こんなことに痛みを感じないのかと、今の答弁から一かけらの痛みの思いも伝わってきませんでした。

そして、政府の一体改革でいえば、やはり大変だからということで消費税増税という話になりますが、じゃ、大綱を見て、消費税増税して後期高齢者の医療の負担も減るとか、あるいは介護保険料も減るとか、そんなこと、みじんも書いてないじゃないですか。まさに重大なことをやろうとしていると思います。

さらに、来年度からでいいますと、介護保険料の値上げにはね返らないように抑える措置までなくしてしまった。

この二年半にわたって介護職員処遇改善交付金というのが国から出されてきました。何しろ、介護の現場で人材不足は深刻であります。それが解消されないのは労働条件が劣悪だから、共通した認識でした。十分な介護サービスには介護職員の確保と処遇の改善が不可欠ですけれども、だからといって、介護報酬を上げたら保険料の値上げにはね返る、値上げを避けようとしたら職員の処遇が改善できない、こういうことで、国が直接交付金を出して、介護職員の給与を月額一万五千元上げようね、こういうことでやってきた仕組みだったと思います。

政府はこの制度を来年度、つまりこの四月からやめることにしたわけですが、なぜ打ち切ったんでしょうか。

○小宮山国務大臣 処遇改善交付金でありますと、これは毎年毎年その予算を補正予算のところまで積んでいくので、来年続くかどうかわからないところでなかなか職員を雇えない、そういうお声もありましたので、今回は介護報酬の中に組み込んで、しっかり本予算の中に位置づけたということで、その意義は御理解をいただきたいというふうに思います。

それで、介護報酬などにつきましても、基礎年金の受給者の方とか所得のない方に対しましてはかなり軽減できるような措置もとっておりますので、そういうことの中で御理解をいただければと思っています。

○笠井委員 補正で毎年積むというので、見通しが立たないから制度を変えたと言われましたけれども、だったら、本予算でちゃんと組めばいいじゃないですか。そうしたら恒久的にやれるわけだから、安心して、そうやって給与を上げることに使うことができるわけでありまして。全然今のは説明になっていない。

大体、この交付金がなぜ三年前に導入されたか。余りにも介護職員の処遇が劣悪だったからです。過酷な仕事、二十四時間勤務、いろいろある。それなのに、ほかの職と比べても賃金が低くて、現場の声はこうです。十三年ちょっと働いているのに手取りで二十万以下で、本当に介護職って評価されていないと思う、入って二、三年目のときと給料がほとんど変わっていない。四十代の女性です。また、事業者の側も、求人広告を出しているけれども、問い合わせもほとんど来ない、サービスの依頼を断らざるを得ないとか、若い世代の介護職員が不足している、土曜日、日曜日、夜間の要望に応えられない。深刻な訴えが寄せられております。

こうした現状を改善する必要があるが、それが保険料の値上げにはね返るようではいけない。だから、当時、民主党だって、我々日本共産党、あるいは野党四党で共同で二〇〇九年の三月の国会に法案を出したんです。介護労働者の人材確保に関する特別措置法を出して、結局、その分を直接国が出そう、民主党もそのことを主張したし、我々も大いに一緒にやろうということで、野党一緒になって出したんじゃないんですか。

○小宮山国務大臣 それはやはり、今のいろいろな財政状況の中から安定的にきちんと毎年出そうとすると、これは介護報酬の中でやらざるを得なかったということで、今回、四万円、何とか介護の場を充実するために、先ほどの介護保険料が上がっているのも、やはり施設の整備とか介護職員の処遇を上げるためにそのお金を使っているということです。そのことが、御負担もいただくと同時に、やはりそれだけの充実した介護サービスを受けられるということにつながるの、その辺の説明はしっかりさせていただきたいというふうに思っています。

○笠井委員 負担がふえるんですね。

それで、私、野党時代にはいいことを言って一緒にやろうと言っていて、政権をとったら態度が変わるといふのを典型的に見るんですけども、そんなことの結果、結局、保険料の値上げにはね返ることになるんです、今大臣も認めた。

当時、そうならないようにということで、世論等、運動もありました、そして野党四党を出して、そして当時、自公政権でしたが、自公政権ですらと言ういろいろなあるかもしれませんが、自公政権のときに、国が直接交付金を出す制度をつくらざるを得なかった。つくろうということで一緒にやったんです。当時の舛添厚生労働大臣も、保険料を上げない形で介護労働者の給与を上げる必要性を国会でも繰り返し強調されました。

この交付金の制度によって、二年半の間に、合計三千九百七十五億円の国費が積み込まれてき

ました。その効果について、昨年秋の社会保障制度審議会の部会もこう述べて評価しております。交付金申請事業所では、介護職員の平均給与額が約一・五万円増加、対象外の看護職員やケアマネジャー等でも一万円前後増加、介護労働者の需給逼迫状況は改善した。もちろん問題点もあるということは言っていますが、全体として肯定的に評価している。

では、聞きますけれども、この交付金をやめて、やり方を変えて、新しいやり方で加算方式とありましたけれども、では、それによって国庫負担はどうなるのか。職員の処遇改善のために、これまで二年半、年間千九百億円を国から交付金として出していたのに、今度は報酬加算にして、国の支出は五百億円程度、つまり、一千四百億円も削減することになるんじゃないですか。

○小宮山国務大臣 これはやはり、先ほど申し上げたように、予算の中に組み込んでやるのには今の財政の事情からしてなかなか難しいということがあり、それで、交付金で毎年積んでいくよりは、安定して毎年きちんと確保されないと、なかなか、人件費に充てて、きちんとした介護職員を確保することができないという現場の声もございまして、今回こういう形をとりました。

今、前のときの九千円を足しますと二万四千元、介護報酬、四万円とお約束しましたけれども、二万四千元改善されて、そのことによって介護職員の離職率が非常に下がっている、定着してきたということもございまして。もちろん、予算がたくさん潤沢にございましたら、それは本予算で国も出してやればよいということなんですけれども、これは今回は、財務省ともいろいろ話をした結果、介護報酬でやるということにいたしましたので、御理解をいただきたいと思っております。

○笠井委員 まあ、あれこれ言われましたけれども、財政事情があつてということで、結局、減らしたことは認められました。財政事情があつても、こういう大事な問題は、魂を入れてちゃんとやる、工夫するというのが政府じゃないですか。

高齢化で介護費用がふえて、国の負担もふえたというふうに政府は言いますが、結局、その負担がふえたのは千三百五十五億円程度で、一方で、今回のやり方で千四百億円も削る。結局、国は全然ふやしていないんですよ。負担を減らす。そして、ふえていくのは高齢者の保険料と利用料、四十歳以上の現役世代の保険料、都道府県と市町村でのそういう負担になっていきます。値上げにはね返らないようにということで、介護職員の処遇を改善すると言ってきたのに、言っていることとやっていることが逆だと思います。

何とかいい介護サービスを提供したい、事業者も職員の皆さんも懸命です。人の支援というのが最大のテーマの一つです。私自身も、二十年間、母の介護をやってきましたけれども、在宅から施設へと今お世話になってきていますけれども、やはり職員の方々も、家族の生活が成り立たないと結局この職でやっていけないということで、退職する職員の方、目の当たりにしてきました。

しかし、保険料が値上げになっても大変、そんなことでは利用できない介護保険になってしまふ。だから、今回、制度を変えようとしたときに、全国知事会も市長会も町村会も、保険料の上昇と地方の負担増を招かないように、国が財政負担を果たすこと、交付金を継続すべきということを強く求めてきたわけです。にもかかわらず、国だけが責任を大きく後退させて、国民と地方自治体に肩がわりさせることは論外だと言いたいと思っております。

大体、民主党はマニフェストで言ってきたんですから。ちゃんと国で見ようということをやってきたんですから。そういう問題、一体改革といいながら、保険料の値上げが大変なときに、国の負担を減らして、国がとるべき責任を放棄するだけ。保険料の値上げ、利用料の値上げ、サービス切り捨て、加えて消費税増税、どこが一体改革かということをやりたいと思っております。

そこで、社会保障はそういう形で四月から軒並み負担増というのが迫ってくるわけですが、財源といえば、専ら消費税の話ばかり出てきます。増税です。増税を言うなら、まず、富裕層から応分の負担をとりたいと思うんです。

欧米諸国では、富裕層の中からも、自分たちに増税をとという動きが活発になってきています。幾つか発言を紹介したい。

世界で最も有名な投資家とされる米国のウォーレン・バフェット氏は、私や友人たちは億万長者に優しい議会に甘やかされてきた、こう言って、自分たちに増税をとニューヨーク・タイムズに寄稿して話題になりました。マイクロソフトのビル・ゲイツ氏も賛成だと応じて、オバマ大統領は一般教書演説で、ほとんどの米国人はそれを常識と呼ぶだろうと述べました。

欧州でも、フランスの化粧品会社ロレアル創業者の娘さんなど富豪十六名が連名で、我々に課税せよと嘆願し、イタリアの自動車会社フェラーリの社長も、高所得者層に要請すべきだと述べています。

これらを受けて、税調でも議論があったと聞いていますが、欧米各国では富裕層への増税の具体化が始まっていると話題になった。

ドイツでは、富裕層グループが、富裕層と貧困層の格差拡大を阻止するために、貧困層ではなく富裕層への課税強化により公的債務を削減するようにメルケル首相に要請をしております。

これは大きな意味で総理の感想を伺いたいんですが、こうした欧米での流れをどのように総理は受けとめていらっしゃるのでしょうか。

○野田内閣総理大臣 欧米を含めて、行き過ぎた格差を是正する動き、所得再分配の見直しの動きというのは、私は広範な広がりになってきているというふうに思います。

○笠井委員 では、それに対して、今、日本でやろうとしていることが十分なことをやっているか。日本では富裕層へのむしろ減税が繰り返されてきました。その結果どうなっているか。

このパネルは、国税庁の申告納税者の統計から、申告所得階層別の所得税負担率をグラフにしたものであります。所得が一億円を超えますと、逆に税負担率がぐっと下がっていく。そして、一番高いところでは一四・二%に下がるということでもあります。

総理に端的に伺いますけれども、一億円を超えたら下がっちゃうという、こうしたことを正すという必要があるなという意思はお持ちかどうか。いかがでしょうか。

○安住国務大臣 申告所得階級別のその表は私どもの方で出したものでございまして、笠井先生言うように、これは、いわゆる証券優遇税制と言われているようなものなんかがこうしたことに影響していると思います。

そういう点から、総理からも御指示がありまして、二十三年の税制改正において、これは景気回復に万全を期すため、軽減税率一〇%を二年間延長するということです。これに対しては、先般、志位委員長からも御指摘がありました。今後どうするのかという御指摘でございましたが、総理の方からも、二十六年一月から確実に本則に、つまり二〇%に戻すというようなことを含めて、累進税率の今後のありようについても、今回、フラット化を随分これまで進めてきた歴史があります。しかし、これに対して、少ないじゃないかという御指摘かもしれませんが、四〇%を四五%に最高税率は引き上げました。これは所得が五千万円超のところでございます。

今後、こうした流れの中で、税率をどういうふうに累進性をしていくかということは十分議論をしていかなければならないときだと思っております。

○笠井委員 今、財務大臣が言われまして、所得税の最高税率を上げることです。課税所得で五千万円以上のところについて五%引き上げるということですが、所得税の最高税率の見直しをやって、では、実際に増税になるのはどれぐらいの人数で、そして増収というのはどれぐらいと見込んでおられるのでしょうか。

○安住国務大臣 ちょっと今、人数はわかりませんが、税収そのものは四百億程度でございます。

○笠井委員 我々も調べてみたんですが、影響人員というのは三万人程度。額としては、税収額増収が四百億程度ということであります。本当にわずかなんですね。ですから、5%の引き上げという、この折れ線のカーブがわずかにちょっと上に膨らむぐらいということになるだけで、ほんの一部、わずかの増収にすぎません。

では、これも数字がないと言われるかもしれないけれども、一九九八年に所得税、住民税の最高税率を六五%から五〇%に引き下げたうち、今、5%分戻すというわけですが、仮に最高税率を九八年水準に戻したら、増税になるのは何人ぐらいで、そして増収は幾らぐらいというふうに見込んでいるのでしょうか。

○安住国務大臣 ちょっと資料はないんですが、最高税率はアッパーで七〇%だったんですね、昭和六十一年ですか。これのときの所得課税はたしか八千万超だったので、これは五〇%に下げて二千万になっていますよね。

ですから、その間の所得の人たちはこの中に入るということにはなりますが、申しわけございませんけれども、統計上の問題は、ちょっと今、数字は持ち合わせておりません。

○笠井委員 富裕層についても考えるということであり、5%引き上げという話もされているわけですが、四百億は辛うじて試算されているということでありましたけれども、私、その程度のこと、片や消費税増税は十三兆円ですからね、こういう話にならないと思うんですよ。しっかりと、どれだけやったらどうなるかというのを見て検討するのが当たり前で、数を持っていないということ自体が私は非常に不思議であります。富裕層への優遇に本格的に手をつけなければ、大金持ちほど減税になるという問題を正す根本問題にならないと思います。

そこで、最後に総理に伺いたいんですが、OECD、経済協力開発機構は、昨年十二月に報告書を発表して、加盟国での貧富の格差が過去三十年間で最高に達したとして、これらを是正するために富裕層への増税をすべきだと各国政府に提言をいたしております。報告書は、所得に占める最富裕層の割合の増加は、この集団がより大きな租税能力を持っていることを示している、つまり、そういう人たちはもっとたくさん払えるということで、富裕層に公正な比率の税を負担させるべきだということを提案いたしております。

OECD加盟国であり、格差の拡大、財政危機が深刻な日本でこそ、この提言を正面から受けとめて、富裕層への課税強化というのをそれこそ真剣に検討して具体化すべきじゃないかと思うんですが、総理、いかがお考えでしょうか。

○安住国務大臣 ちょっと今、私の資料、手元で持っているもので恐縮でございますが、答えになるかどうかわかりませんが、二十一年度で、一千五百万円以上の所得を持っている方は四十五万人、四十五・一万人でございます。内訳はもう時間がないので申し上げますが、そのうち五千万以上となると二・七万人ということでございます。

○野田内閣総理大臣 御指摘のような方向性の中で今税制改正を行っていると思います。

評価は、そんなものかというお話があるかもしれませんが、所得税の見直し、それから資産課税においては相続税の基礎控除の見直し等々、方向性としては、日本も所得再分配の機能を見直していくという方向性で、税制をこれから議論していきたいというふうに思います。

○笠井委員 これから議論ということですが、その前に消費税増税という話では、ちょっとこれは議論といっても順序が違うんだと思うのです。

私たち日本共産党の提案は、所得税、住民税、相続税も、大幅に減税する以前の水準に戻す。所得税、住民税の最高税率は九八年水準の六五%に、相続税は七〇%に戻す、さらに、高額な株や不動産など、資産に課税する富裕税を創設するというのが日本共産党の提案であります。こういうことによって、富裕層や大企業への優遇、それから不公平を正す税制改革で、我々の試算では八兆円から十一兆円の財源を確保することができる。そういうことも含めて、今こそ真剣に検討すべきだと思います。大金持ち優遇を、これから議論するというだけで、きっぱりとやめようとせずに、ひたすら消費税増税をまずということは許されない。このことを強調して、質問を終わります。